

# (補足資料) 素案における手数料の考え方について

制度の見直しに伴い、実費負担から国の制度に合わせて手数料を導入。**パブリック・コメント(案)**

課題 市外の方からの請求による実施件数が全体の約5割

→市民等の方の負担はこれまでと変えず、市外の方からの請求と差別化を図りたい

## ○ 手数料 = (1) 請求手数料 + (2) 実施手数料 の導入

(1) **請求手数料** … 受付事務、決定通知書の作成事務、郵送料相当分の事務コスト

基準額300円<sup>(注1)</sup> × 公文書<sup>(注2)</sup>

注1 国の請求手数料金額を参考にした基準額。オンライン申請(メール、県の電子申請サービス)の場合は200円。

注2 一の公文書ファイルにまとめられた複数の公文書又は相互に密接な関連を有する複数の公文書は、一件の公文書とみなす。

### 差別化ポイント

市外の方からの請求の場合は、請求手数料基準額(300円又は200円)の10倍額とする。

300円/件×10=3,000円(オンライン申請の場合は、200円/件×10=2,000円)

(参考)・1件当たりの平均的想定コスト(請求に関する業務に限る。)

情報公開担当課 約2,000円/時間※×0.5時間=1,000円(収受起案、担当課への振分、集約)

担当課 約2,000円/時間 ×1.0時間=2,000円(収受起案、文書存在確認、手数料算定)

※ 1時間あたりの人的コスト…平均賃金(R6全国平均、正社員・正職員)348,600円※÷22日÷7時間45分÷2,045円 ※厚生労働省 賃金構造基本統計調査(令和6年)より

(2) **実施手数料** … 写し等の作成事務、媒体代等相当分の事務コスト

・公文書の種別、開示の実施方法ごとに、基本額(実費負担相当額)を設定(素案2の表参照)

・基本額 ≤ 請求手数料 のときは、0円

・基本額 > 請求手数料 のときは、超過分(基本額 - 請求手数料)

【備考】 ・手数料の額は、国に準拠し設定

・手数料のほか **送付(郵送)に要する実費相当額** を別途徴収

### 差別化ポイント

市外の方からの請求の場合は、実施手数料に、開示文書のページ数×100円(白黒コピー10円の10倍額)(=市外者加算額)を加算した額とする。

(参考)開示文書1ページ当たりの人件費

担当課 約2,000円/時間×3分÷100円(マスキング処理、出力処理等)

## ○ 手数料の減免等

(1) 市民等※

→**請求手数料と実施手数料の市外者加算分を徴収しない。**

差別化ポイント

→**これまでと変わらず、コピー代などの実費相当額(実施手数料の基本額)のみ負担**

※・市内に住所を有する方

・市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

・市内の事業所又は事務所に勤務する方

・市内の学校に在学する方

・市内に固定資産を有する方

(2) 報道機関など

→市と一定の関わりがない方であっても、特に配慮が必要であると市長が認める場合

→**請求手数料と実施手数料の市外者加算分を徴収しないこともできる。**

差別化ポイント

→**市民等と同じく、コピー代などの実費相当額のみ負担**

(3) 生活保護費受給者など、資力のない方

→実施手数料を、最大2,000円減免。